

藤沢市介護保険条例の一部改正について
藤沢市介護保険条例の一部を次のように改正する。

2024年（令和6年）2月28日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市介護保険条例の一部を改正する条例

藤沢市介護保険条例（平成12年藤沢市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「33,000円」を「34,390円」に改め、同項第2号中「46,200円」を「51,780円」に改め、同項第3号中「46,200円」を「52,160円」に改め、同項第4号中「59,400円」を「68,040円」に改め、同項第5号中「66,000円」を「75,600円」に改め、同項第6号中「72,600円」を「83,160円」に改め、同号ア中「1,250,000円」を「1,200,000円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第7号中「85,800円」を「90,720円」に改め、同号ア中「1,250,000円以上2,000,000円」を「1,200,000円以上1,350,000円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第8号中「99,000円」を「98,280円」に改め、同号ア中「2,000,000円以上3,000,000円」を「1,350,000円以上2,100,000円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第9号「105,600円」を「113,400円」に改め、同号ア中「3,000,000円以上4,000,000円」を「2,100,000円以上

3,200,000円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第10号中「118,800円」を「128,520円」に改め、同号ア中「4,000,000円以上6,000,000円」を「3,200,000円以上4,200,000円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第11号中「125,400円」を「143,640円」に改め、同号ア中「6,000,000円以上10,000,000円」を「4,200,000円以上5,200,000円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第12号中「132,000円」を「158,760円」に改め、同号ア中「10,000,000円以上15,000,000円」を「5,200,000円以上6,200,000円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第13号中「145,200円」を「173,880円」に改め、同号ア中「15,000,000円以上20,000,000円」を「6,200,000円以上7,200,000円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」を加え、同項第14号中「158,400円」を「241,920円」に改め、同号を同項第18号とし、同項第13号の次に次の4号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 181,440円

ア 段階判定所得金額が7,200,000円以上8,200,000円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 196,560円

ア 段階判定所得金額が8,200,000円以上10,000,000円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ

る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 211,680円

ア 段階判定所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(17) 次のいずれかに該当する者 226,800円

ア 段階判定所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第6条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「19,800円」を「21,540円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「33,000円」を「36,660円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「42,900円」を「51,780円」に改める。

第8条第4項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市介護保険条例第6条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、令和6年度から令和8年度までにおける介護保険料を定め、及び介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い所要の改正をする必要による。